

新発田市内にお住まいの方、新発田市内に転入をご計画の方へ

## お住まいのリフォーム費用の一部を補助いたします

【令和2年度 新発田市住宅リフォーム支援事業】

新発田市では、現存する住宅の長寿命化等を進め、空き家の発生抑制及び市民の住環境の向上並びに緊急経済対策として地域経済の活性化を図ることを目的に、「新発田市住宅リフォーム支援事業」を継続実施いたします。

この制度は、市民が自ら居住している持ち家の住宅または定住を目的に取得した空家を、新発田市内の施工者に依頼してリフォームする場合に、工事費の一部を補助金として交付するものです。

募集は、今までに当事業の補助を受けていない方及び住宅を対象に実施します。また、事前に工事着手した箇所や既に工事が完了している箇所、市の他の補助と重複した工事内容の申請は、補助対象外となります。

概要は下記のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

### 記

- 補助対象者：新発田市民で、市内の住宅に居住しており、満15歳以上で、市税を滞納していない方。新発田市に転入される方で、当該補助の申請日より前2年の間に当市に住所を有しておらず、完了実績報告前までに当市へ転入し、市外へ転出する見込みがなく、現在の住所地において税を滞納していない方。
- 補助対象となる建物：市内において、申請者本人若しくは同居する2親等以内の親族が所有し、自ら居住する戸建て住宅、または店舗・事務所等との併用住宅の住宅部分で、別荘は除く。また、令和3年3月12日(金)までにリフォームを完了して実績報告の書類を提出できること。
- 施工者の条件：市内に本社若しくは本社の機能を有する法人事業者または市内に住所を有する個人事業者です。本社が新発田市外で、新発田市内に営業所を有する法人事業者または個人事業者は対象外です。

募集形式、申請受付期間 等	補助の金額
募集形式： <b>抽選制</b> 受付期間： <u>5月12日(火)～5月19日(火)</u> [土曜日・日曜日も受付しています] 受付時間：8:30～17:15 <u>ご家族や施工者の方の代理申請も可能です。</u>	<b>税込10万円以上</b> の住宅のリフォーム工事で、 [一般枠] <b>工事費の15%</b> で、 <b>上限金額は15万円</b> 。 ただし、 <u>下記の①から⑦のいずれかに該当する場合は</u> 、 [一定要件枠] <b>工事費の20%</b> で、 <b>上限金額は20万円</b> 。 募集は予算の範囲内で実施いたします。

- ① 三世帯同居世帯：子がおり、その父または母、祖父または祖母の3世代が同居している世帯。
- ② 高齢者世帯：75歳以上の高齢者またはその方と同居している世帯。
- ③ 障がい者世帯：身体障害者手帳1級・2級若しくは療育手帳Aを所持する方、またはその方と同居している世帯。
- ④ 耐震改修を実施する世帯：当市の木造住宅耐震改修等支援事業または木造住宅簡易補強工事等支援事業の耐震改修工事と併せてリフォームする世帯。(補強設計が完了しているものに限る)
- ⑤ 下水道接続を実施する世帯：下水道(農業集落排水を含む)接続工事をする世帯または接続工事と併せてリフォームする世帯。
- ⑥ 新発田市外から転入する世帯：当市に定住を目的として空家を取得し、当該補助の申請をする日より前2年の間に当市に住所を有しておらず、完了実績報告前までに当市へ転入し、市外へ転出する見込みがない世帯。
- ⑦ 子育て世帯：15歳未満の子がいる世帯または妊娠している方がいる世帯。

○補助対象工事や必要書類等については、**裏面**をご覧ください。

### 【申請窓口、お問合せ先】

新発田市役所 建築課 空家・住宅対策係 (☎0254-26-3557)  
新発田市中央町5丁目2番13号 地域整備庁舎2階(旧法務局庁舎)

○ 住宅リフォーム支援事業の **補助対象** となる工事

1. 屋根・外壁などの外装に関するもの。張替え取替え、塗装 他。(下地含む。)
2. 屋内の床・壁・天井の内装に関するもの。張替え取替え、塗装 他。(下地含む。)
3. トイレ、台所、風呂、洗面所等の水回り改修及び給排水配管に関するもの。(水回り改修に伴う便器・暖房便座・温水洗浄便座・洗面化粧台・台所シンク・ユニットバス設置や取替え)
4. 公共下水道または農業集落排水施設に接続する配管工事。
5. 土台・柱等の構造材の腐食した部分の補修工事で、市の木造住宅耐震改修等支援事業補助の工事内容と重複がないもの。
6. シロアリ対策に関する工事。(住宅部分で、屋内に限る。)
7. 電気の床下・壁・天井内の配線、漏電防止工事。
8. 屋内及び玄関ポーチの手すり及びスロープの設置その他バリアフリー化工事。
9. 道路等に面した宅地のブロック塀等で高さ 1.0m未滿にする一部撤去工事または全撤去。

○ 住宅リフォーム支援事業の **補助対象外** となるもの

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増改築に関するもの。(10㎡(3坪)以内の小規模な増築も含め、対象外)</li> <li>・ 移転に関するもの。</li> <li>・ 玄関ポーチより屋外側の通路等。(玄関へのアプローチも含む)</li> <li>・ 外構工事、造園工事、屋上緑化等。</li> <li>・ 合併処理浄化槽の設置・撤去に関するもの。</li> <li>・ 市場相場と掛け離れた見積額によるもの。</li> <li>・ 設計費、調査費等。</li> <li>・ 住宅以外の別棟車庫・物置、庭、塀等。</li> <li>・ 電気機器類。(テレビ・洗濯機・照明器具・エアコン等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気の引込幹線、機器設置に伴う配線、電話及びインターネットに関するもの。</li> <li>・ 省エネ製品を含めた空調機器設備・ボイラー設備・蓄熱暖房機器・床暖房機器・給湯設備・薪ストーブ等。</li> <li>・ カーテン、ブラインド、造付家具、その他家財。</li> <li>・ 太陽光発電等の、環境に配慮した発電にかかる設備を設置するもの。</li> <li>・ 建築基準法及び関係法令に適合しなくなるリフォーム。</li> <li>・ 完了時、実績報告及び必要な添付書類を提出しない場合。</li> </ul> |
|---|--|

**交付申請時の必要書類 等**

<input type="checkbox"/> 交付申請書	<input type="checkbox"/> 対象となる住宅の案内図	<input type="checkbox"/> 市内施工者による見積書の写し
<input type="checkbox"/> 申請部分の工事着手前の写真 (各工事箇所2方向以上のもの)	<input type="checkbox"/> 申請書に押印した印鑑 (認印も有効)	※納税証明書の添付は省略します。
【一定要件枠】 ①②③⑥⑦のいずれか該当により申請する場合に、上記と併せて必要となる書類		
<b>① 三世帯同居世帯 に該当する方</b>		
<input type="checkbox"/> ※1 住民票 <b>謄本</b> で <b>続柄</b> の記載のあるもの [本庁舎 1 階市民生活課及び各支所で発行] (手数料 300 円) (※1 申請日前 3 箇月以内に発行されたもの。)		
<b>② 高齢者世帯 に該当する方</b>		
令和 2 年 4 月 1 日現在において 75 歳以上の高齢者であることまたはその者と同居していることが確認		
<input type="checkbox"/> できる※1 住民票 <b>謄本</b> で <b>続柄</b> の記載のあるものもしくは健康保険証等の写し (※1 申請日前 3 箇月以内に発行されたもの)		
<b>③ 障がい者世帯 に該当する方</b>		
<input type="checkbox"/> 障害者手帳 1、2 級または療育手帳 A をお持ちの方がいる世帯であることが確認できる手帳の写し		
<b>⑥ 新発田市外から転入する世帯 に該当する方</b>		
<input type="checkbox"/> 申請者が居住している新発田市外の住所地の※1 納税証明書	※1、※2 現在の住所地のもので、申請日前 3 箇月以内に発行されたもの。	
<input type="checkbox"/> 同上の住所地の※2 住民票 <b>謄本</b> で <b>続柄</b> の記載のあるもの		
<input type="checkbox"/> 補助対象となる建物の登記簿謄本若しくは不動産売買契約書の写し		
<b>⑦ 子育て世帯 に該当する方 (R2. 4. 1 現在において 15 歳未滿の者または妊娠している者がいる世帯)</b>		
<input type="checkbox"/> ※1 住民票 <b>謄本</b> で <b>続柄</b> の記載のあるもの [本庁舎 1 階市民生活課及び各支所で発行] (手数料 300 円) (※1 申請日前 3 箇月以内に発行されたもの。) または、 母子健康手帳の表紙及び氏名・住所が確認できる部分の写しまたは妊娠証明書の写し		

④耐震改修を実施する世帯、⑤下水道接続を実施する世帯は、併せて必要となる書類はありません。

交付申請時の書類に、図面等の追加資料を求める場合がありますので、ご協力願います。